

子どもたちの健やかな成長のために、子ども食堂・子ども宅食の開設・運営団体を応援します！



子育てのページ



たかやまっこ

問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140

問合せ

子ども発達支援センター ☎ 35-33179

新たに子ども食堂・子ども宅食の開設を検討される方は助成制度がありますのでお問い合わせください。

NO	活動名称	実施者	活動拠点	食	宅食	見守り	学習支援	居場所づくり	実施回数等	利用料金	連絡先
①	配食サービス じゃみん	配食サービス じゃみん	松本町 402-2 日中一時支援 事業所 JAMMIN		●	●			毎週 (出、日) 夕食配達	子ども 100円 大人 100円	☎ 080-5818-1577
②	ひだこっぱん	ひだこっぱん	末広町 12 喜十郎屋旅館	●				●	月1回 第3休 昼間	子ども 100円 大人 300円	☎ 080-6798-8349 (10時~17時) Eメール: hidacoppan@gmail.com URL: https://m.facebook.com/hidacoppan/
③	わらぼぼ宅食	NPO法人 飛騨高山 わらべうたの会	西之一色町 3丁目 820-1		●	●	●		毎週(金) 夕食配達	子ども 100円 大人 200円	☎ 57-8577 Eメール: hida_warabeuta@yahoo.co.jp URL: https://hidawarabe.org/
④	ばあちゃんズ	ばあちゃんズ	上岡本町 8丁目 315 (平田氏宅)		●	●			第2・4 (金) 夕食配達	協力金 1人 100円	☎ 33-4902
⑤	ボランティア ハウス BAKUBAKU	ボランティア ハウス BAKUBAKU	大新町 4丁目 49 (有村氏宅)	●			●	●	第2・4 (日) 昼間	無料	☎ 090-7913-5152
⑥	げんきカフェ	高山市母子寡 婦福祉社会	昭和町 2-224 市社会福祉 協議会	●			●	●	月1回 (出または 日)昼間	1人 100円	高山市母子寡婦福祉社会 ☎ 35-0613
⑦	ばあちゃんち	ボランティア および社会福 祉協議会	神田町 1丁目 28-1 地域交流館 「宙(そら)」	●				●	第3(金) 夕方	無料	高山市社会福祉協議会 ☎ 35-0294
⑧	てとら	一般社団法人 てとら	片野町 6-476 日中一時支援 事業所 てとら片野町		●	●			毎週(月、木) (出) 15時過ぎ 配達	子ども 100円 大人 200円	☎ 080-6979-0598 (10時~17時) ショートメール可

※令和4年5月1日現在 通年実施箇所のみ掲載

※まちづくり協議会が開催する、夏休みなど長期休暇の期間限定子ども食堂については、協働推進課 (☎ 35-3412) へお問い合わせください

「子ども食堂」とは、地域の子どもたちや保護者などに、食事を提供する「コミュニティ」です。また、「子ども宅食」は、支援が必要な子どもの家庭へ、食事を届ける取り組みです。どなたでもご利用できます。ぜひご利用ください。



子育て
応援します

子育て



問合せ

子育て支援課 ☎ 35-3140
県保育士・保育所支援センター
☎ 058-214-8902



「保育のしごと」見学会参加者募集

保育園で働きたい人や保育の仕事に関心がある人を対象とし「保育のしごと」見学会を開催します。ぜひこの機会に保育について学び、一緒に働いてみませんか。

日時 7月12日(火)午前10時~正午

場所 南保育園(西之一色町1)

内容 園内の見学、保育士から見た保育の魅力についての話、遊びの紹介など

定員 10人

申込み 7月6日(水)までにQRまたは申込書を窓口

申込書は子育て支援課、各保育園、各児童センター、市民文化会館、市図書館「煥章館」にて配布

問合せ

子育て支援課
☎ 35-3140

※収入額の目安は、給与と収入のみで計算していただきますので、ご注意ください

※所得額により特例給付の支給がされない場合があります(所得が左記表②以上の場合、児童手当などは支給されなくなります)

※収入額の目安は、給与と収入のみで計算していただきますので、ご注意ください

扶養家族などの数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

児童手当の制度が一部変更になります

◆毎年6月に実施していた現況届の提出が不要

◆特例給付の支給にかかる所得上限額を設定

※所得額により特例給付の支給がされない場合があります(所得が左記表②以上の場合、児童手当などは支給されなくなります)

☎ 189 児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。お住まいの地域の児童相談所につながります。(または高山市役所 ☎ 32-3333)

2022.6

